

2018年7月4日

Japan tax alert

EY税理士法人

タイにおける国際統括本部 (IHQ) に対する租税インセンティブの改正

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

「有害な租税慣行 —— 優遇税制についての2017年進捗報告書(税源侵食と利益移転<Base Erosion and Profit Shifting: BEPS>包摂的枠組み行動計画5)」によれば、勅令第586号に基づくタイ歳入局の国際統括本部(International Headquarters: IHQ)制度が、有害な租税慣行であると特定されています。これに対応するとみられる形で、タイ閣議は2018年6月19日、IHQに対する租税インセンティブの基準を改正することを承認しました。係る改正案では、IHQがタイ国内の関連企業から稼得するロイヤリティ所得の種類のうち、租税インセンティブの対象となるのは、タイ国内で実施される技術的研究開発活動の結果によるものに限定されます。

このことは、研究開発活動を実施する主体がIHQであるか、又はIHQが契約する他者であるかによりません。既存のIHQ制度の下では、適格ロイヤリティ所得に係る明確な定義は置かれていません。本改正案が法制化されれば、ロイヤリティ所得の定義がより明確になると同時に、その範囲は限定的なものとなり、地域統括本部(Regional Operating Headquarters: ROH)制度に基づく定義にかなり類似したものとなります。

IHQが利用可能なその他の租税インセンティブ及び適格要件の詳細は、本改正案による変更の影響を受けません。

本改正案はいまだ効力を有しておらず、今後の法制化プロセスを経る必要があります。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ジョナサン・スチュワート・スミス パートナー jonathan.stuart-smith@jp.ey.com

EYタイ

江橋 美恵 エグゼクティブ ディレクター mie.ebashi@th.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180704

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp